

島根県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成20年島根県後期高齢者医療広域連合告示第8号（島根県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成27年3月2日から施行する。

平成27年2月19日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦 正敬



表中

島根県信用農業協同組合連合会	島根県内に所在する本店 又は本所、支店又は支所
くにびき農業協同組合	
やすぎ農業協同組合	
隠岐農業協同組合	
隠岐どうぜん農業協同組合	
雲南農業協同組合	
いずも農業協同組合	
斐川町農業協同組合	
石見銀山農業協同組合	
島根おおち農業協同組合	
いわみ中央農業協同組合	
西いわみ農業協同組合	

を

島根県信用農業協同組合連合会	本所
島根県農業協同組合	島根県内に所在する本店 及び支店

に改める。